

# 『白寿会ヘルパーステーション』

## 重要事項説明書

当事業所は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業所の指定を受けています。

当事業所は、契約者(利用者)に対して居宅介護サービスを提供します。またこの重要事項説明書に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

### 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人白寿会         |
| (2) 法人所在地 | 徳島県徳島市住吉四丁目11番10号 |
| (3) 電話番号  | 088-626-1080      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 庄野光昭          |

### 2. 事業所の概要

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 事業所の目的     | 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者にサービスを提供します。 |
| (2) 開設（サービス開始） | 平成24年4月1日   |
| (3) 事業所の名称等    | 名称 白寿会ヘルパーステーション<br>管理者 吉田光子<br>所在地 徳島市住吉四丁目12番10号<br>電話番号 088-626-1080                             |
| (4) 運営の方針      | 利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に居宅介護を提供する。                    |
| (5) 通常の事業の実施地域 | 徳島市内  |
| (6) 営業日および営業時間 | 営業日 : 月曜日から日曜日まで。<br>営業時間 : 8時30分から17時30分まで<br>※ただし、サービス提供日・提供時間<br>月曜日から日曜日まで<br>8時00分から18時00分まで   |

### 3. 従業者の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護サービスを提供する従業者として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>\*職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	職務内容
1. 事業所長（管理者）	1名（兼任）	職員の管理 業務の管理
2. サービス提供責任者 （介護福祉士）	3名以上	利用申し込みに係る調整・指導 サービス内容管理
3. 訪問介護員等	15名以上	（介護福祉士30%以上配置）
4. 事務員	1名（兼務）	必要な事務業務

## 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金は別紙のとおりで、お支払い方法は次のとおりです。

利用ごとに現金でお支払い下さい。その他希望により、月末に1カ月まとめて現金でお支払いいただくことや、原則として1ヶ月ごとに請求し、翌月25日にあらかじめご指定いただいた口座から自動引落としてのお支払い方法もございます。

※実費負担額は、サービス提供時に現金にてお支払いください。

## 5. 利用の中止、変更、追加等

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日（午前10時）までに事業者へ申し出て下さい。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の都合等により希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時を利用者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情相談受付窓口 担当者 管理者 吉田光子  
相談担当 豊田良子  
電話 088-626-1080

・受付時間 毎週 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松78の1 電話 088-666-0111
-------------	---------------------------------------

※その他、お住まいの市町村役場 障害福祉課担当窓口まで

## 7. 守秘義務等

- (1) 事業者および従業者は、居宅介護サービスを提供する上で知り得た利用者または利用者の家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者の身体および家族状況等が処遇上必要と認めた場合は、個人情報をサービス担当者会議等で用いることがあります。

## 8. 人権の擁護および虐待の防止のための措置

- (1) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修を実施しています。
- (3) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止のための必要な措置を講じます。

## 9. 緊急時および事故発生時の連絡

利用者に対する居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償等の問題を速やかに対処します。

## 10. 初回加算

サービス提供責任者が新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、当月に訪問を行うか、他の訪問介護員等に同行して、訪問を行った場合に加算させていただきます。

## 11. 反社会勢力の排除

当施設は反社会勢力とは利用契約をいたしません。また、契約締結後に契約者またはご利用者が反社会勢力と判明した場合には当施設は何らの催告もなく契約を解除しサービスを中止させていただきます。

令和 年 月 日

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人白寿会

説明者職氏名

サービス提供責任者

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人または立会人（利用者の家族等）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第171号（平成11年9月29日）第4節第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

# 白寿会ヘルパーステーション・居宅介護サービス料金表

令和6年4月1日改定

居宅における身体介護	
サービス提供時間	利 用 料 (単位)
30分 未満	255 単位
30分 以上 1時間 未満	402 単位
1時間 以上 1時間30分 未満	584 単位
1時間30分 以上 2時間 未満	666 単位
2時間 以上 2時間30分 未満	750 単位
2時間30分 以上 3時間 未満	833 単位
3時間 以上	916単位に30分を増すごとに+83単位
通院等介助 (身体を伴う場合)	
サービス提供時間	利 用 料 (単位)
30分 未満	255 単位
30分 以上 1時間 未満	402 単位
1時間 以上 1時間30分 未満	584 単位
1時間30分 以上 2時間 未満	666 単位
2時間 以上 2時間30分 未満	750 単位
2時間30分 以上 3時間 未満	833 単位
3時間 以上	916単位に30分を増すごとに+83単位
家事援助	
サービス提供時間	利 用 料 (単位)
30分 未満	105 単位
30分 以上 1時間 未満	152 単位
1時間 以上 1時間30分 未満	196 単位
1時間30分 以上 2時間 未満	238 単位
2時間 以上 2時間30分 未満	274 単位
2時間30分 以上 3時間 未満	309単位に15分を増すごとに+35単位
通院等介助 (身体を伴わない場合)	
サービス提供時間	利 用 料 (単位)
30分 未満	105 単位
30分 以上 1時間 未満	196 単位
1時間 以上 1時間30分 未満	274 単位
1時間30分 以上 2時間 未満	343単位に30分を増すごとに+69単位
通院等乗降介助	101 単位

## ★加算料金

項 目	内 容	
初回加算	新規に個別支援計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら居宅介護サービスを行った場合。もしくは他の訪問介護員に、サービス提供責任者が同行した場合。 去2か月(歴月)に当該訪問介護事業所から居宅介護サービスを利用していなかったが利用する場合。	200単位/月
地域区分加算	徳島市は「7等地加算」となり、1単位：10.18円	10.18円/単位
特定事業所加算(Ⅱ)	質の高い介護サービスの提供に向けた取組を実施している事業所を評価する加算。	+ 10 %
福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員の賃金の改善や人材を確保し、適正なサービスを提供するといった目的があり、介護サービスの質の保つために最低限必要な費用。	+ 27.4 %
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅰ)	技能・経験のある介護職員の賃金の改善や人材を確保し、適正な サービスを提供するといった目的があり、介護サービスの質を保つため に最低限必要な費用。	+ 7 %
緊急時対応	居宅介護計画等に位置付けられていないサービスを利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算される。	100単位/回 月2回を限度